

## ●法人維持会員（2005年3月末現在 141法人 50音順）

## 特別維持会員

キヤノン株式会社  
株式会社資生堂  
東京電力株式会社  
凸版印刷株式会社  
株式会社リコー

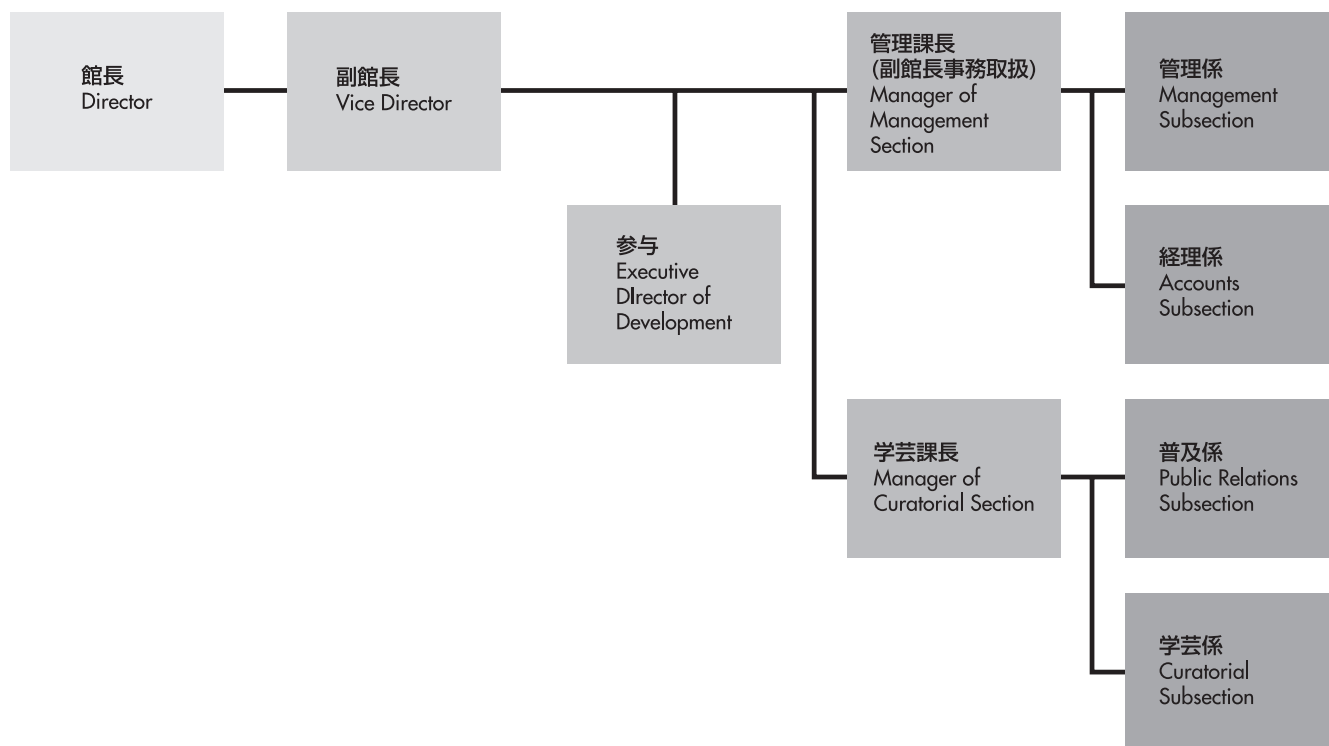
## 維持会員

株式会社アサツーディ・ケイ  
旭化成株式会社  
朝日新聞社  
朝日生命保険相互会社  
アサヒビール株式会社  
朝日放送株式会社  
アップルコンピュータ株式会社  
株式会社イトーヨーカ堂  
エスエス製薬株式会社  
株式会社NHKエンタープライズ  
株式会社NTTドコモ  
NTT都市開発株式会社  
エルメスジャポン株式会社  
株式会社大塚商会  
株式会社大林組  
オムロン株式会社  
オリンパス株式会社  
株式会社オンワード樺山  
科研製薬株式会社  
カシオ計算機株式会社  
鹿島建設株式会社  
株式会社角川書店  
カトーレック株式会社  
カルピス株式会社  
キッコーマン株式会社  
キヤノン販売株式会社  
共同印刷株式会社  
社団法人共同通信社  
協和醗酵工業株式会社  
麒麟ビール株式会社  
株式会社講談社  
株式会社光文社  
株式会社コーセー  
コダック株式会社  
株式会社コングレ  
株式会社ザ・アール  
サッポロホールディングス株式会社  
佐藤製薬株式会社  
三共株式会社  
産経新聞社  
サントリー株式会社  
ジェイティービー印刷株式会社  
株式会社実業之日本社  
清水建設株式会社  
株式会社写真弘社  
チャンネル株式会社  
株式会社集英社  
株式会社主婦と生活社  
株式会社小学館  
松竹株式会社

信越化学工業株式会社  
株式会社新潮社  
株式会社スタッフサービス・ホールディングス  
セイコー株式会社  
セイコーエプソン株式会社  
セントラル警備保障株式会社  
全日本空輸株式会社  
ソニー株式会社  
第一建築サービス株式会社  
大成建設株式会社  
大日本印刷株式会社  
株式会社竹中工務店  
株式会社タムロン  
株式会社丹青社  
中外製薬株式会社  
株式会社テー・オー・ダブリュー  
株式会社テレビ東京  
株式会社電通  
東亜建設工業株式会社  
東海旅客鉄道株式会社  
東京ガス株式会社  
東京急行電鉄株式会社  
東京工芸大学  
東京新聞・中日新聞社  
東京総合写真専門学校  
東京テアトル株式会社  
株式会社東京ドーム  
株式会社東芝  
東宝株式会社  
株式会社東北新社  
株式会社徳間書店  
図書印刷株式会社  
戸田建設株式会社  
トヨタ自動車株式会社  
株式会社ニコン  
日外アソシエーツ株式会社  
日産自動車株式会社  
日本オラル株式会社  
日本経済新聞社  
日本興亜損害保険株式会社  
社団法人日本広告写真家協会  
社団法人日本写真家協会  
日本写真芸術専門学校  
日本写真作家協会  
社団法人日本写真文化協会  
日本大学芸術学部  
日本たばこ産業株式会社  
日本テレビ放送網株式会社  
日本ハム株式会社  
日本ビルサービス株式会社  
日本放送協会  
日本油脂株式会社  
株式会社博報堂  
株式会社バンダイ  
びあ株式会社  
東日本旅客鉄道株式会社  
株式会社ファーストリテイリング  
株式会社ファンケル  
富国生命保険相互会社

富士重工業株式会社(スバル)  
富士ゼロックス株式会社  
株式会社フジテレビジョン  
株式会社ブリヂストン  
株式会社プリンスホテル  
株式会社フレームマン  
株式会社文藝春秋  
株式会社ベネッセコーポレーション  
ペンタックス株式会社  
株式会社ホテルオークラ  
株式会社堀内カラー  
本田技研工業株式会社  
毎日新聞社  
株式会社マガジンハウス  
松下電器産業株式会社  
丸善株式会社  
三井倉庫株式会社  
森ビル株式会社  
モルガン・スタンレー証券会社  
モンブラン ジャパン株式会社  
U.F.J.ニコス株式会社  
ユニリーバ・ジャパン株式会社  
横河電機株式会社  
読売新聞社  
ライオン株式会社  
株式会社ワコール

●組織図



●入館者数

入館者	映像・ 収蔵展	自主企画展					実験 劇場	共催展	観覧者 合計	その他入館者								その他 入館者 合計	入館者 総合計
		ロバート キャバ展	ウィリアム・ クライン展	坂田 栄一郎展	マリオ・ テストイーノ 展	自主 企画展 小計				展覧会 に伴う 講演会	ワーク ショップ	図書室	ホール 利用者	スクール プログ ラム	アトリエ	ギャラ リート ーク	サイン 会等		
4月	0	17,711				17,711	5,351	13,028	36,090	0	0	2,387	0	160	20	0	0	2,567	38,657
5月	2,407	19,430				19,430	4,803	15,315	41,955	0	63	2,564	0	135	35	0	0	2,797	44,752
6月	9,829					0	4,714	13,019	27,562	0	41	2,492	0	151	50	26	26	2,786	30,348
7月	10,147					0	6,395	34,385	50,927	0	151	2,646	0	202	39	18	18	3,074	54,001
8月	10,556		1,124			1,124	9,573	47,626	68,879	0	44	2,303	0	21	178	0	850	3,396	72,275
9月	0		8,230	7,907		16,137	2,503	13,350	31,990	0	0	2,892	0	56	102	131	0	3,181	35,171
10月	0		3,011	5,195	9,072	17,278	3,777	6,077	27,132	178	79	2,453	0	248	92	80	0	3,130	30,262
11月	3,595					16,914	3,979	3,236	27,724	0	40	2,210	0	93	84	73	0	2,500	30,224
12月	8,253					0	4,411	9,990	22,654	0	26	2,046	0	43	54	330	0	2,499	25,153
1月	8,960					0	2,283	6,176	17,419	0	98	1,980	0	199	59	120	0	2,456	19,875
2月	6,054					0	3,411	16,531	25,996	0	76	1,635	0	82	142	0	0	1,935	27,931
3月	13,614					0	7,463	32,116	53,193	250	11	2,091	0	24	102	65	0	2,543	55,736
合計	73,415	37,141	12,365	13,102	25,986	88,594	58,663	210,849	431,521	428	629	27,699	0	1,414	957	843	894	32,864	464,385

●展覧会別入場者数

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
収蔵・映像展	1 奈良原一高 [時空の鏡:シンクロシティー]展	5/22 ~7/11	44日間	17,602
	2 世界は歪んでいる。 Supernatural Artificial展	7/17 ~8/29	38日間	15,337
	3 ミッション:フロンティアー知覚 の宇宙へ展	11/9 ~12/15	32日間	4,917
	4 明日を夢見て アメリカ社会を 動かしたソーシャル・ドキュメンタリー	11/27 ~1/16	41日間	10,992
	5 日本の新進作家 vol.3新花論	12/25 ~2/6	35日間	6,375
	6 グローバルメディア2005/ おたく:人格=空間=都市展	2/5 ~3/13	33日間	18,262
自主企画展	1 没後50年 「知られざるロバートキャバの世界」展	4/3 ~5/16	38日間	37,141
	2 ウィリアム・クライン 「PARIS+KLEIN」写真展	8/28 ~10/6	32日間	12,365
	3 PIERCING THE SKY EIICHIRO SAKATA	9/4 ~10/11	33日間	13,102
	4 マリオ・テストイーノ 写真展 ポートレート	10/16 ~11/21	32日間	25,986
共催展	1 「祈りの大地」 野町和嘉写真展	(3/30)4/1 ~5/9※1	34日間	13,332
	2 「インフォメーション・アートの 想像力」展	4/3 ~4/18	14日間	3,510
	3 休戦ライン155マイル写真で見える 36度線非武装地帯の自然 現代の秘境	4/24 ~5/16	20日間	6,311
	4 東京写真月間2004	5/15 ~6/3	17日間	6,427
	5 世界報道写真展2004	6/8 ~8/1	48日間	34,171
	6 光と影のシンフォニー 藤城清治の世界展	7/17 ~9/5	44日間	62,777
	7 第15回日本写真作家協会展 第2回日本写真家協会公募展	8/7 ~8/22	14日間	8,264
	8 東京オリンピック 40周年記念報道写真展	9/11 ~10/17	32日間	4,218
	9 SSF世界スポーツフォトコンテスト 2004写真展	10/21 ~11/3	12日間	5,502
	10 写真新世紀2004 写真表現の新しい可能性に挑戦する	11/27 ~12/19	20日間	9,792
	11 クレア・ランガン 「フィルム・トリロジー」	12/18 ~1/30	35日間	6,497
	12 HEIAN 戸田正寿作品展	1/21 ~2/19	26日間	4,329
	13 第5回九州産業大学フォトコンテスト 受賞作品上野彦馬賞写真展	2/11 ~2/19	8日間	1,662

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
共催展	14 文化庁メディア芸術祭	2/25 ~3/6	10日間	35,638
	15 第33回 社団法人 日本広告写真家協会公募展	3/12 ~3/27	14日間	4,119
	16 小林伸一郎写真展 BUILDING THE CHANEL LUMIERE TOWER	3/12~ 3/31(4/17) ※2	17日間	2,347
	17 愛知万博スペインパビリオン Ten Views スペイン現代写真家10人展	3/19~ 3/31(4/24) ※2	11日間	1,953
実験劇場	1 アフガン零年	4/1 (3/13)※1 ~6/11	63日間	12,071
	2 少女ヘジャル	6/12 ~7/16	30日間	5,458
	3 ワー!マイキーリターンズ	7/17 ~8/27	36日間	12,468
	4 東京アニメアワード フィルムフェスティバル	8/28 ~8/31	3日間	839
	5 「KLEIN+FILMS」 ウィリアム・クライン映画祭	9/4 ~9/10	7日間	541
	6 「KLEIN+FILMS」 ウィリアム・クライン映画祭 特別上映会	10/6	1日間	198
	7 雲 一息子への手紙	9/11 ~10/22	36日間	4,461
	8 ショート・ショート・フィルムフェスティバル アジア2004	10/29 ~10/31	3日間	1,024
	9 「ネオ・ファンタジア」試写会	10/26	1日間	42
	10 「サンサーラ」試写会	10/27	1日間	14
	11 「オランダの光」試写会	11/2	1日間	150
	12 オランダの光	11/3 ~12/17	39日間	6,528
	13 イタリア・アニメーション映画祭	12/18 ~12/26	8日間	1,407
	14 揺るまいか	12/28	1日間	305
	15 ネオ・ファンタジア	1/2~ ~1/28	24日間	2,173
	16 サンサーラ	1/29 ~2/20	20日間	1,531
	17 第7回文化庁メディア芸術祭	2/25 ~3/6	10日間	7,344
	18 天上草原	3/12~ 3/31(4/22) ※2	17日間	2,109

※1 「祈りの大地」野町和嘉写真展、映画「アフガン零年」は、平成16年4月1日以降の入場者とする。  
 ※2 小林伸一郎写真展「BUILDING THE CHANEL LUMIERE TOWER」、愛知万博スペインパビリオン「Ten views スペイン現代写真家10人展」は平成17年3月31日までの入場者数とする。

## ●東京都写真美術館条例

平成二年三月三十一日  
 条例第二〇号  
 東京都写真美術館条例を公布する。  
 ○東京都写真美術館条例

## (設置)

**第一条** 都民のための写真及びその他の映像(以下「写真等」という。)に関する文化の振興を図るため、東京都写真美術館(以下「館」という。)を東京都目黒区三田一丁目十三番三号に設置する。(平六条例一〇九・一部改正)

## (事業)

**第二条** 館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 写真等の作品その他の写真等に関する資料(以下「作品等」という。)の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- 二 写真等に関する調査及び研究に関すること。
- 三 写真等に関する図書等の収集、保管及び利用に関すること。
- 四 写真等に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。
- 五 館の施設の提供に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業(平六条例一〇九・一部改正)

## (休館日及び開館時間)

**第三条** 館の休館日及び開館時間は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。(平一四条例三六・全改)

## (作品等の特別閲覧)

**第四条** 館に所蔵されている作品等について、研究又は鑑賞のため、プリントスタディールームにおける閲覧(以下「特別閲覧」という。)をしようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の特別閲覧の承認をしないことができる。

- 一 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 作品等の管理上支障があると認められるとき。
- 三 館の管理上支障があると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、知事が不相当と認めるとき。(平六条例一〇九・全改、平一四条例三六・旧第五条線上・一部改正)

## (特別閲覧料)

**第五条** 前条第一項の規定により承認を受けた者は、別表第一に定める額の特別閲覧料を前納しなければならない(平六条例一〇九・全改、平一四条例三六・旧第六条線上・一部改正)

## (使用の承認)

**第六条** 写真等に関する文化の振興に資する展覧会、講演会等を実施するために館の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用の承認をしないことができる。

- 一 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 二 館の管理上支障があると認められるとき。
- 三 申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、知事が不相当と認めるとき。(平六条例一〇九・追加、平一四条例三六・旧第七条線上・一部改正)

## (利用料金)

**第七条** 前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)並びに収蔵展(館の収蔵作品を中心とする展示をいう。)及び映像展(映像展示室において行われる展示をいう。)を観覧しようとする者は、第十六条第一項の規定により館の管理運営に関する事務の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、管理受託者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表第二及び別表第三に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、管理受託者が定める。

3 利用料金は、管理受託者の収入とする。(平一四条例三六・追加、平一六条例三九・一部改正)

## (利用料金の減額又は免除)

**第八条** 管理受託者は、規則で定めるときその他管理受託者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。(平一四条例三六・全改)

## (利用料金の不還付)

**第九条** 管理受託者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、管理受託者は、正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。(平一四条例三六・追加)

## (使用权の譲渡等の禁止)

**第十条** 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。(平六条例一〇九・追加、平一四条例三六・旧第九条線下)

## (施設等の変更禁止)

**第十一条** 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。(平六条例一〇九・追加、平一四条例三六・旧第十条線下)

(使用承認の取消し等)

**第十二条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 使用の目的に違反して使用したとき。
- 二 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 三 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 四 災害その他の事故により館の使用ができなくなったとき。
- 五 工事その他の都合により、知事が特に必要と認めるとき。(平六条例一〇九・追加、平一四条例三六・旧第十一条線下)

(原状回復の義務)

**第十三条** 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。(平六条例一〇九・追加、平一四条例三六・旧第十二条線下)

(損害賠償の義務)

**第十四条** 作品等又は館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。(平六条例一〇九・追加、平一四条例三六・旧第十三条線下・一部改正)

(入館の制限等)

**第十五条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- 一 他人に迷惑をかけ、又は作品等若しくは館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあると認めるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、館の管理上支障があると認めるとき。(平六条例一〇九・旧第七条線下・一部改正、平一四条例三六・旧第十四条線下)

(管理の委託)

**第十六条** 知事は、財団法人東京都歴史文化財団に対して、館の管理運営に関する事務のうち、次に掲げる事務を委託する。

- 一 第二条各号に掲げる事業に関して知事が指定する事務
- 二 館の施設、設備及び物品の維持管理(知事が指定する補修等を除く。)に関すること。

2 前項の委託事務の執行に要する費用については、規則の定めるところにより、予算の範囲内において、委託料として支払うものとする。(平六条例一〇九・旧第九条線下・平七条例一二七・一部改正、平一四条例三六・旧第十七条線下・一部改正)

(委任)

**第十七条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。(平六条例一〇九・旧第十条線下・一部改正、平一四条例三六・旧第十八条線下)

附 則

この条例は、平成二年六月一日から施行する。

附 則(平成六年条例第一〇九号)

この条例は、平成七年一月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第一二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第二四号)

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一〇五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第三六号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第三九号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

別表第一(第五条関係)

(平六条例一〇九・追加、平一四条例三六・旧別表第二線・一部改正、平一六条例三九・一部改正)

単位	特別閲覧料
一点一回	三四〇円

別表第二(第七条関係)

(平六条例一〇九・追加、平一二条例一〇五・一部改正、平一四条例三六・旧別表第三線・一部改正)

	区分	使用単位	利用料金	
施設	二階展示室	全日	七九、六九〇円	
	三階展示室	全日	七九、六九〇円	
	ホール	午前		一七、五二〇円
		午後		二三、三七〇円
		夜間		二三、三七〇円
		全日		五八、四三〇円
	創作室	午前		六、〇三〇円
		午後		八、〇四〇円
		夜間		八、〇四〇円
		全日		二〇、一二〇円
	ロビー、エントランスホール その他の施設(規則で定める施設又は部分を除く。)	一平方メートル全日	一六〇円	
附帯設備	ホール用同時通訳設備	一式一回	二、五〇〇円	
	ホール用ビデオプロジェクター	一式一回	五、〇〇〇円	
	電源設備	一キロワット一回	一二〇円	

備考

- 一 施設の使用単位は、午前は午前九時から正午まで、午後は午後一時から午後五時まで、夜間は午後六時から午後九時まで、全日は午前九時から午後九時までとする。
- 二 附帯設備の使用単位の一回は、施設の使用単位の午前、午後又は夜間に対応するものとする。

別表第三(第七条関係)

(平一四条例三六・追加、平一六条例三九・一部改正)

区分	利用料金(観覧)(一人一回につき)	
	個人	団体(二十人以上)
一般	一、一二〇円	八九〇円
高齢者(六十五歳以上の者をいう。備考二において同じ。)及び生徒	五六〇円	四四〇円

備考

- 一 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。ただし、中学校の生徒及びこれに準ずる者のうち、東京都の区域内に住所を有するもの並びに東京都の区域内に所在する中学校及びこれに準ずる学校に在学するものを除く。
- 二 一般とは、高齢者及び生徒(前号ただし書に規定する者を含む。)以外の者をいう。ただし、小学生及び学齢に達しない者を除く。

● 東京都写真美術館施行規則

平成二年五月二五日

規則第九六号

東京都写真美術館条例施行規則を公布する。

○東京都写真美術館条例施行規則

(休館日)

**第一条** 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日)に当たるときは、その翌日)
- 二 一月一日から同月四日まで
- 三 十二月二十八日から同月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、管理受託者は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、同項に定める休館日に館を臨時に開館することができる。

3 管理受託者は、前項の規定により館を臨時に開館したときは、速やかに知事に報告しなければならない。(平一四規則一一一・追加、平一六規則四四・一部改正)

(開館時間等)

**第二条** 館の開館時間及び入館時間は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理受託者は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う開館時間及び入館時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、館の開館時間及び入館時間を臨時に延長することができる。

3 管理受託者は、前項の規定により館の開館時間及び入館時間を臨時に延長したときは、速やかに知事に報告しなければならない。(平六規則二二六・全改、平一四規則一一一・旧第一条線下・一部改正、平一六規則四四・一部改正)

(特別閲覧の申請)

**第三条** 東京都写真美術館条例(平成二年東京都条例第二十号。以下「条例」という。)第四条第一項の規定により館に所蔵されている作品等の特別閲覧をしようとする者は、特別閲覧申請書(別記第一号様式)を、管理受託者を經由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。(平六規則二二六・追加、平一二規則一〇五・平一四規則一一一・一部改正)

(特別閲覧の承認)

**第四条** 条例第四条第一項の規定により特別閲覧の承認をしたときは、知事は、特別閲覧承認書(別記第二号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する特別閲覧承認書は、特別閲覧をするときにこれを係員に提示しなければならない。(平六規則二二六・追加、平一二規則一〇五・平一四規則一一一・一部改正)

(特別閲覧料の徴収委託)

**第五条** 特別閲覧料の徴収については、管理受託者に委託する。

2 管理委託者は、特別閲覧料を徴収するときは、館に掲示する方法により納入の通知をするものとする。(平一四規則一一一・追加)

(使用の申請等)

**第六条** 条例第六条第一項の規定により施設等を使用しようとする者は、使用申請書(別記第三号様式)を使用月の前六月以内に、受託管理者を經由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例別表第二に規定する規則で定める施設又は部分とは、次に掲げるものをいう。

- 一 事務室
- 二 館長室
- 三 収蔵庫
- 四 機械室
- 五 中央監視室
- 六 書庫
- 七 前各号に掲げるもののほか、使用させることにより館の管理運営に支障が生じると知事が認めるもの。

(平六規則二二六・追加、平一二規則一〇五・一部改正、平一四規則一一一・旧第五条線下・一部改正)

(使用の承認)

**第七条** 前条第一項の規定により使用の承認をしたときは、知事は、使用承認書(別記第四号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する使用承認書は、施設等を使用するときにこれを係員に提示しなければならない。(平六規則二二六・追加、平一二規則一〇五・一部改正、平一四規則一一一・旧第六条線下・一部改正)

(利用料金の承認の申請)

**第八条** 管理受託者は、条例第七条第二項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(別記第五号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理受託者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。(平一四規則一一一・全改)

**(利用料金の減免)**

**第九条** 条例第八条の規定により利用料金を減額することができる場合及びその減額の割合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

- 一 都内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者の引率者並びに都内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 免除
- 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 三 都が発行する愛の手帳又は道府県が発行する療育手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 五 高齢者(六十五歳以上の者をいう。)が観覧するとき(毎月第三土曜日に限る。)。 免除
- 六 都内に住所を有する者で十八歳未満の子を同伴する者が観覧するとき(毎月第三土曜日に限る。)。 五割
- 七 若手芸術家として知事が別に定める芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等を使用するとき。 免除
- 八 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設等を使用するとき。 五割
- 九 官公署が施設等を使用するとき。 二割五分(平一四規則一一一・全改)

**(委託料)**

**第十条** 条例第十六条第二項の規定により支払う委託料は、条例第七条第四項の規定により管理受託者の収入となる利用料金の見込み額を考慮して、知事が定める。(平一四規則一一一・全改)

**(委任)**

**第十一条** この規則の施行について必要な事項は、東京都生活文化局長が定める。(平六規則二二六・旧第八条繰下、平一二規則一〇五・平一四規則一一一・一部改正)

**附 則**

この規則は、平成二年六月一日から施行する。

**附 則(平成六年規則第二二六号)**

この規則は、平成七年一月一日から施行する。

**附 則(平成七年規則第九九号)**

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

**附 則(平成七年規則第二七四号)**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則(平成八年規則第一二七号)**

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

**附 則(平成一〇年規則第一〇九号)**

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則(平成一二年規則第一〇五号)**

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**附 則(平成一四年規則第一一一号)**

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則(平成一六年規則第四四号)**

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

**別表(第二条関係)**

(平六規則二二六・全改、平七規則九九・平一二規則一〇五・平一四規則一一一・一部改正)

施設名	開館時間	入館時間
二階展示室 三階展示室 映像展示室	午前十時から午後六時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前十時から午後八時まで	午前十時から午後五時三十分まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前十時から午後七時三十分まで
図書室 プリント スタディールーム	午前十時から午後六時まで	午前十時から午後五時三十分まで

**備考**

この表の規定は、二階展示室及び三階展示室については収蔵展を開催する期間について適用する。

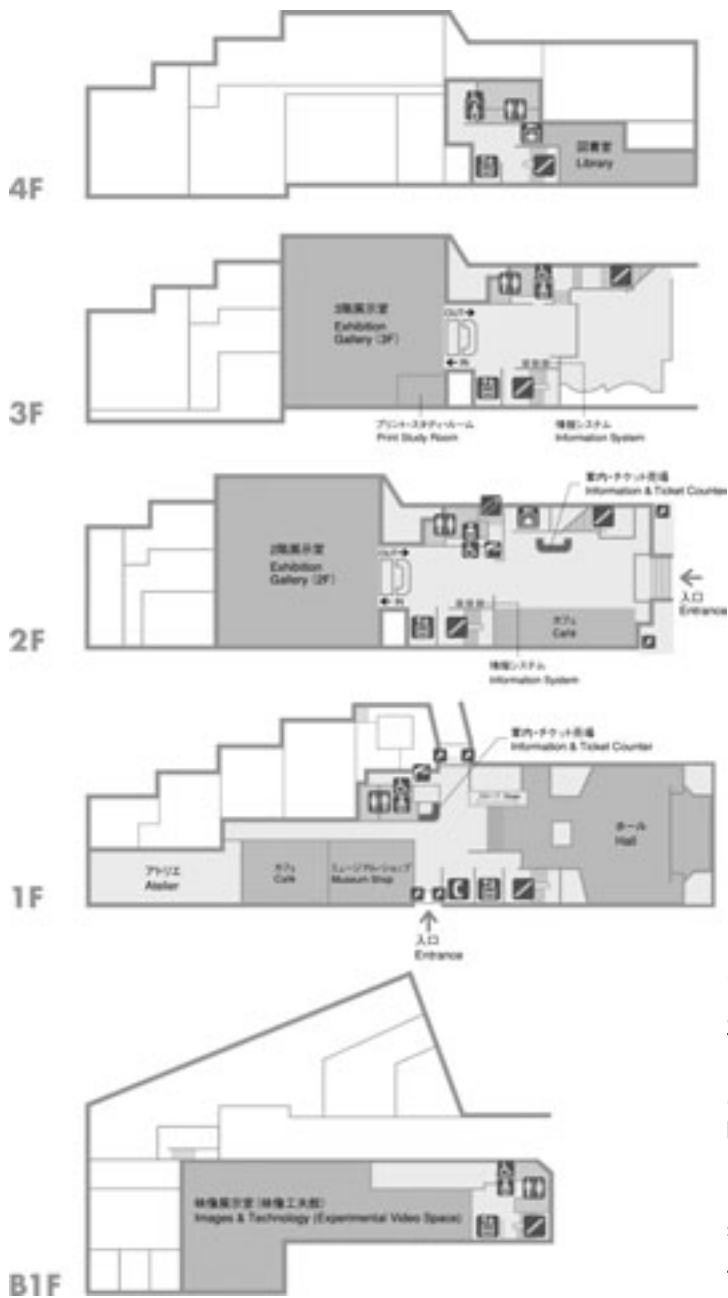


●東京都写真美術館予算額の推移（平成15～16年度）

科目	15年度予算額	16年度予算額
<b>1 一般会計</b>		
事業費（ワークショップ）	6,408,000	5,734,000
管理費（事務局費）	8,485,000	4,991,000
計	14,893,000	10,725,000
<b>2 受託事業特別会計</b>		
事業費	442,747,000	390,890,000
写真美術館管理運営	276,047,000	236,423,000
収蔵展	37,307,000	35,107,000
映像展	36,672,000	36,672,000
情報システム	27,830,000	23,585,000
図書室の運営	12,435,000	10,690,000
保存科学研究室の運営	1,332,000	1,143,000
調査研究	1,359,000	1,039,000
貸出施設の運営	11,802,000	9,870,000
広報事業	30,333,000	30,161,000
作品資料収集事業	7,630,000	6,200,000
管理費	75,163,000	71,793,000
管理費	120,000	60,000
事務局費	75,043,000	71,733,000
計	517,910,000	462,683,000
<b>3 写真・映像文化振興事業特別会計</b>		
事業費	30,453,000	53,000,000
管理費（事務局費）	12,485,000	15,940,000
固定資産取得支出	0	0
振興事業基金積立預金支出	5,000,000	10,000,000
予備費	600,000	600,000
計	48,538,000	79,540,000
<b>4 付帯事業特別会計</b>		
事業費	6,284,000	1,744,000
管理費	0	1,000,000
繰入金支出	70,000	5,800,000
固定資産取得支出	400,000	0
商品開発積立預金支出	1,500,000	0
予備費	170,000	70,000
計	8,424,000	8,614,000
支出合計（1+2+3+4）	589,765,000	561,562,000

科目	15年度予算額	16年度予算額
<b>1 一般会計</b>		
事業収入	2,736,000	2,736,000
入場料等収入	2,735,000	2,735,000
出版等収入	1,000	1,000
東京都補助金収入	11,316,000	4,990,000
雑収入	841,000	1,000
繰入金収入	0	2,998,000
計	14,893,000	10,725,000
<b>2 受託事業特別会計</b>		
事業収入	37,181,000	44,507,000
入場料等収入	24,105,000	26,407,000
施設使用料収入	13,076,000	18,100,000
東京都受託料収入	479,889,000	418,176,000
雑収入	840,000	0
繰入金収入	0	0
計	517,910,000	462,683,000
<b>3 写真・映像文化振興事業特別会計</b>		
事業収入	48,518,000	79,520,000
入場料等収入	17,648,000	35,000,000
販売等収入	500,000	500,000
協賛金等収入	350,000	5,000,000
会費収入	30,000,000	39,000,000
寄付金収入	20,000	20,000
雑収入	20,000	20,000
計	48,538,000	79,540,000
<b>4 付帯事業特別会計</b>		
事業収入	8,424,000	10,614,000
手数料等収入	7,308,000	9,480,000
光熱水費等収入	1,116,000	1,134,000
雑収入	0	0
計	8,424,000	10,614,000
収入合計（1+2+3+4）	589,765,000	563,562,000

●平面図



●施設面積

主要諸室	面積 (㎡)
3階展示室 (プリント・スタディ・ルームも含む)	495
2階展示室	495
映像展示室	532
ホール	283
図書室	121
書庫	207
4階収蔵庫	170
3階収蔵庫	176
2階収蔵庫	176
総面積	7,500

● 建物概要

外部

- 外壁. 大型陶板タイル 750口 乾式工法  
花崗岩貼り（本磨き、ジェットバーナー仕上げ）
- 屋根. アスファルト防水 コンクリート押え  
伸縮目地切り（一部陶器タイル貼り）
- 床. ステンレス瓦棒葺き フッ素樹脂塗装  
レンガタイル貼り 大型タイル貼り 花崗岩貼り

内部（エントランスホール）

- 天井. アルミパネル貼り
- 壁. 大理石貼り（本磨き、一部サンドブラスト仕上げ）
- 床. 花崗岩貼り（ウォータージェット仕上げ、一部本磨き）

内部（展示室）

- 天井. 岩綿吸音板貼り  
アクリルエマルジョン塗装（一部直天）
- 壁. ゼオライトパネル貼り ガラスクロス貼り  
アクリルエマルジョン塗装
- 床. タイルカーペット貼り

● 設備概要

昇降機設備

1. 荷物用エレベーター：1台  
ロープ式：3t 内法：W3m×D4m×H3m
2. 身障者用エレベーター：1台  
ロープ式：24人乗り（1,650kg）
3. 身障者用屋外型エスカレーター：1台  
幅：1,200mm

電気設備

1. 受変電設備  
受変電圧：3相3線式 6,600V/50Hz  
変圧器容量：1,900KVA  
契約電力：600KW
2. 自家発電設備  
始動方式：電気式  
冷却方式：ガスタービン  
燃料：特A重油1,950L  
運転時間：7.3時間
3. 蓄電池設備  
キューピクル式直流電線装置容量：200AH
4. 動力設備
5. 電灯、コンセント、照明設備
6. 一般放送、非常用放送設備
7. 電話設備
8. インターホン設備
9. テレビ共同視聴設備
10. 自動火災報知設備
11. ITV監視装置
12. 防犯センサー装置
13. 音響・映像装置
14. 電飾案内表示

空調設備

1. 中央監視方式 個室などは個別式
2. 空気-水方式 冷媒方式
3. 熱源  
空冷ヒートポンプチラー  
冷房：49.2USRT（24時間空調対象系統）  
ヒートポンプパッケージ型空調機：8台  
全熱交換器ユニット：13台  
地域冷暖房システムより供給：冷水549,000kcal/H、  
78m<sup>3</sup>/H  
蒸気521,000kcal/H、  
895kg/H

● 利用案内

開館時間

- 展示室－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）  
チケット販売は閉館の30分前まで。
- 図書室－10:00-18:00  
閲覧・コピー請求受付－10:00-11:30／13:00-17:30
- ホール－10:00-21:00（この間、複数回上映）  
各上映によりスケジュールが変わります。
- カフェー10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）  
ラストオーダーは閉店の30分前まで。
- ミュージアム・ショップ－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）

休館日

- 毎週月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は、その翌日）年末年始

観覧料

- 展覧会・上映会によって、料金が異なります。インフォメーション・カウンター（チケット売場）でお問い合わせください。

特別観覧料

- プリント・スタディ・ルーム＝1点1回340円（予約制）

交通案内

- JR線恵比寿駅東口より「スカイウォーク」にて徒歩約7分。（恵比寿ガーデンプレイス内）
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」1番出口より正面のJR駅ビル・アトレの上りエスカレーターを利用、そのまま駅ビル内を直進し、「スカイウォーク」にて徒歩約10分。
- 東急目黒線、都営三田線「目黒駅」より徒歩約20分。
- 恵比寿1丁目バス停、または恵比寿4丁目バス停より徒歩約7分（田87）。



**平成16年度 東京都写真美術館 年報**

発行日：平成17年10月31日  
編集：東京都写真美術館  
製作・印刷：あかつき印刷株式会社  
デザイン：パンプルムースCo.,Ltd  
発行：財団法人東京都歴史文化財団 東京都写真美術館  
(C) 平成17年  
〒153-0062  
東京都目黒区三田1-13-3  
恵比寿ガーデンプレイス内  
電話：03-3280-0099



東京都写真美術館  
〒153-0062  
東京都目黒区三田1-13-3  
TEL.03-3280-0099